

神戸女子大学史学会会則

第一条 本会は神戸女子大学史学会と称する。

第二条 本会は歴史学研究の向上と交流、会員相互の親睦を目的とする。

第三条 本会の会員はつぎの二種とする。

一、通常会員 本学史学科の教員、大学院生、

学生および、卒業生。

一、特別会員 本学史学科の元教員、および本

学に特に貢献したものを。

第四条 本会は前掲目的に沿って、機関雑誌の発行、研究会の開催、および会員総会の開

催を行うものとする。

第五条 本会に左記の役員を置く。

一、代表者 教員一名。

一、通常委員 教員若干名、大学院生若干名、

学生各学年二名。これらのものを

で運営委員会を構成し、編集、

会計、企画等を担当する。

一、会計監査教員一名、学生一名。

一、それぞれの役員の任期は一年とする。但し重任をさまたげない。

第六条 本会の経費は会費、寄付金およびその他の

収入によるものとする。

一、会費は付則に定めるところによる。

一、本会の会計年度は、毎年四月より翌年三月までとする。

第七条 本会の事務所は、神戸女子大学史学科研究室内に置くものとする。

付則

一、会費は当面の間、必要が生じた場合のみ実費を均等に負担するものとする。

一、この会則の変更は、会員総会において行なう。

一、この会則は昭和五十五年五月三十日から施行する。

一、この会則は平成三十年十一月四日の総会で改正した。